

証券コード 3927
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート22階
株式会社フーバーブレイン
代表取締役 興 水 英 行

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fuva-brain.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3927/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フーバーブレイン」又は「コード」に当社証券コード「3927」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前11時
（受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館「牡丹の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項：1. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項：議案 定款一部変更の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「主要な事業所及び使用人の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時00分入力完了分まで



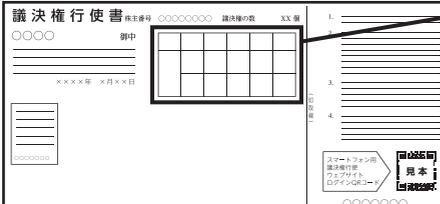
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 5,555 股

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

議案

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネット
株主総会
システム
ログインコード

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループ（当社及び連結子会社）は、2026年3月期に調整後連結営業利益5億円達成を業績目標（以下、「本業績目標」という。）に掲げ、積極的・戦略的なM&Aを実行し、ワンストップですべてのセキュリティソリューションを提供できる「セキュリティソリューションプラットフォーム」を有する、「ITエンジニア集団」を構築することを事業方針とし、「ITツール事業」及び「ITサービス事業」を展開しております。

「ITツール事業」においては、中小企業向けサイバーセキュリティ製品群の販売パートナーに対し、人のセキュリティ意識「ヒトセキュリティ」の向上をテーマとして、「FB SAT（エフビーサット）」シリーズ（注1）を新たな切り口として提供し、既存販売パートナーのエンドユーザー企業への当社サイバーセキュリティ製品の販売機会の創出及び「FB SAT」をきっかけとした新規販売パートナー獲得に取り組んでおります。

また、当社が国内一次店として取り扱う「Cato SASE Cloud」では、販売パートナーとともに、継続して受注実績を積み重ねており、当社売上高の約37%を占める規模に拡大しております。Cato SASE Cloudのさらなる案件創出・獲得に向けて、2023年12月に株式会社フーバー・クロステクノロジーズ（以下、「FXT」という。）を共同設立し（注2）、サイバーセキュリティサービスの提供による付加価値と共に、受注拡大に取り組んでおります。

さらに、2024年1月には、韓国軍や政府機関などの重要組織・施設をはじめ、グローバル市場においてメガバンク、大手企業等への導入実績を有するNDR(Network Detection and Response)ソリューション製品「Network Blackbox」を国内提供する株式会社クワッドマイナージャパン（以下、「クワッドマイナージャパン」という。）とディストリビューター契約を締結し、国内総代理店として取り扱いを開始いたしました（注3）。今後、Cato SASE Cloudの販売で構築した販売パートナーネットワークを介して、国内市場での展開を加速してまいります。

働き方改革製品「Eye “247” Work Smart Cloud」は、デジタルマーケティングによる直接販売は概ね想定通りに推移し、着実に売上高を積み上げております。今後は、既存エンドユーザー企業の製品へのフィードバック及び導入検討企業のニーズを反映し、新たな機能追加を構想し、付加価値向上による継続率向上及び

導入企業増加に取り組んでまいります。また、Eye “247” Work Smart Cloudの既存エンドユーザー企業への当社サイバーセキュリティ製商品の提案など、製商品サービスのクロスセル案件含め、より有機的に営業機会を創出してまいります。

「ITサービス事業」においては、M&Aの実行、PMIの成功、そしてパートナー企業との連携強化による事業拡大を展開しております。

M&Aの実行に関しては、2024年2月に、未経験者を戦力IT人材へ育成する独自プログラムを有する株式会社CONVICTION（以下、「CONVICTION」という。）の株式を取得し、連結子会社といたしました（注4）。人材需要の高い開発案件を強みとしており、今後のさらなる成長が期待されます。

また、PMIの成功に関しては、採用支援・人材紹介を提供する連結子会社株式会社アド・トップ（以下、「アド・トップ」という。）において、コロナ禍から続いていた赤字体質から黒字体質への転換を実現いたしました。拡大を続ける人材採用需要を背景に、今後のグループ利益への貢献が期待されます。また、アド・トップの既存クライアント企業へ当社働き方改革製品及び「FB SAT」シリーズの提供などグループ間での営業機会創出にも取り組み、売上高拡大を実現してまいります。

パートナー企業との連携強化に関しては、連結子会社GHインテグレーション株式会社（以下、「GHI」という。）にて、一部エンジニア派遣先プロジェクトの終了による待機人員の増加及び直近2～3年内の入社人員の退職などが重なり、売上高の停滞が見られました。GHIの共同株主である伊藤忠テクノソリューションズ株式会社とも協力して、IT人材の需要が継続して高い、開発案件やネットワークインフラ、データセンター関連プロジェクトの獲得に取り組んでおります。

当社は「ITツール事業」及び「ITサービス事業」のほか、2023年7月に投資専門子会社フーバー・インベストメント株式会社（以下、「フーバー・インベストメント」という。）を設立し（注5）、今後のキャピタルゲインが見込める企業への純投資を行っております。2023年12月にサイバーセキュリティプロフェッショナル人材の育成・提供するサイバーコマンド株式会社（以下、「サイバーコマンド」という。）に対する転換条項付融資（注6）、2024年3月にAI定性・信審査技術によるFintechサービスを提供するH. I. F株式会社の株式取得を行っております（注7）。

こうした事業活動の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,075,526千円（前連結会計年度比31.5%増）、当社単体の売上高は2,045,485千円（前事業年度比24.0%増）と前連結会計年度（前事業年度）に続き、過去最高を更新いたしました。

ましたが、売上構成の変化による売上総利益率の低下及びグループ拡大による販売費及び一般管理費の増加により、営業損益については、営業利益22,559千円（前連結会計年度比61.5%減）となりました。経常損益については、外貨建預金等に係る為替差益15,552千円を計上する一方、自己株式取得費用及び持分法による投資損失の計上により、経常利益35,185千円（前連結会計年度比33.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益については、子会社のPMI過程における組織再編に伴う特別退職金5,636千円を計上する一方、法人税調整等（△は益）△21,525千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益27,013千円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。

（ITツール事業）

当連結会計年度の売上高は、1,822,636千円、セグメント利益は163,887千円となりました。

（ITサービス事業）

当連結会計年度の売上高は、1,252,890千円、セグメント利益は131,692千円となりました。

- （注） 1. 「FB SAT」シリーズの詳細については、2023年10月13日付公表「新サービス開始に関するお知らせ」をご参照ください。
2. F X Tの詳細については、2023年11月20日付公表「サイバーコマンド株式会社等との共同出資による新設会社設立（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。
3. クワッドマイナージャパンとのディストリビューター契約の詳細については、2024年1月9日付公表「株式会社クワッドマイナージャパンとのディストリビューター契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。
4. CONVICTIONの子会社化の詳細については、2024年2月26日付公表「株式会社CONVICTIONの株式の取得（連結子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。
5. フーバー・インベストメントの設立の詳細については、2023年6月26日付公表「投資子会社設立に関するお知らせ」をご参照ください。
6. フーバー・インベストメントによるサイバーコマンドへの転換条項付融資の詳細については、2023年11月16日付公表「当社連結子会社による第三者割当増資引き受けに関するお知らせ」及び同年12月8日付公表「（開示事項の変更）当社連結子会社による第三者割当増資引き受けに関するお知らせ」をご参照ください。

7. フーバー・インベストメントによるH. I. F株式会社の株式取得の詳細については、2024年3月18日付公表「当社連結子会社による第三者割当増資引き受けに関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は5,401千円、その主なものは、当社のサーバー及びコンピュータ機器等4,303千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2024年2月28日付で株式会社CONVICTIONの発行済株式の一部（議決権比率60.0%）を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化したしました。当連結会計年度においては、貸借対照表のみ連結しております。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (2023年3月期)	第23期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売 上 高 (千円)	—	1,682,921	2,338,456	3,075,526
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	—	△59,403	53,090	35,185
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は当期純損失 (△) (千円)	—	△29,416	26,789	27,013
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	—	△5.51	5.01	5.16
総 資 産 (千円)	—	2,232,023	3,226,981	4,352,150
純 資 産 (千円)	—	1,393,041	1,430,682	1,375,265
1株当たり純資産 額 (円)	—	256.29	261.59	255.29

(注) 第21期（2022年3月期）より連結計算書類を作成しているため、第20期（2021年3月期）の各状況については記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (2023年3月期)	第23期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	1,083,319	1,240,336	1,649,944	2,045,485
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△119,708	△65,853	27,313	29,466
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△174,208	△14,819	22,848	26,227
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△34.18	△2.78	4.27	5.01
総 資 産 (千円)	2,032,626	2,111,641	2,926,500	3,995,274
純 資 産 (千円)	1,233,101	1,347,460	1,372,171	1,297,258
1株当たり純資産額(円)	232.45	250.63	255.19	247.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期(2022年3月期)の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、第20期(2021年3月期)について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
G Hインテグレーション 株式会社	20,000千円	85.0%	I T人材派遣及 び委託事業
株式会社アド・トップ	65,000千円	89.9%	採用コンサルテ ィング及び人材 紹介事業 他
フーバー・インベストメ ント株式会社 (注1)	100,000千円	100.0%	投資及び投資顧 問業
株式会社CONVICTION (注2)	3,000千円	60.0%	I T人材派遣及 び委託事業

(注) 1. 当社グループのM&Aにおける対象企業の発掘及び評価等のファイナンシャルアドバイザーや、今後の成長を見込める新興企業への投資事業を目的として、2023年7月3日付で設立いたしました。

2. 2024年2月28日付で株式会社CONVICTIONの発行済株式の一部(議決権比率60.0%)を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化いたしました。当連結会計年度においては、貸借対照表のみ連結しております。

(7) 対処すべき課題

当社は、本業績目標の達成に向け、①「ITツール事業」において、当社セキュリティ製品の代理店網を通じた販売事業によって、当社グループの事業基盤の安定を図り、②これに加えて、新たなビジネスモデル（マーケティング・営業体制）を確立する事で成長を加速し、③さらに、主として「ITサービス事業」において、M&Aによって連結グループを拡大し、PMIを成功させることを、当社グループの課題として認識し、対処しております。

① 当社セキュリティ製品の代理店網を通じた販売事業

主として中小企業向けに、当社セキュリティ製品を代理店網を通じて販売する事業は、収益性が高く、この事業が安定して成長することが、当社グループの事業基盤の土台となっております。当社は、代理店が満足する、最新で価格競争力のある当社セキュリティ製品を開発し、さらに当社セキュリティ製品の機能を補完する商材とパッケージ化する事により、競合他社製品との差別化を図ってまいりました。

当社が開発した次世代エンドポイントセキュリティ製品「Eye “247” Safety Zone 1.0」と、これにCheckPoint社製UTM等のハードウェア製品を組み合わせ、さらに従業員のセキュリティ意識向上を支援する標的型攻撃メール訓練サービス「FB SATMail」を標準搭載した多層防御型パッケージ製品の販売が2024年1月より開始し、進行期より本格化しております。

また、人のセキュリティ意識「ヒトセキュリティ」の向上をテーマとしたサービスシリーズ「FB SAT（エフビーサット）」は、標的型攻撃メール訓練サービスを皮切りに、セキュリティ教育プログラムサービス、セキュリティ診断サービスをビジネスパートナーと共に提供を開始しており、ITツール事業の働き方改革製品「Eye “247” Work Smart Cloud」についても、「ヒトセキュリティ」コンセプトから内部不正対策など経営者・企業のニーズに合致した新たな機能開発を予定しております。

当社のセキュリティツール製商品群とともに、「FB SAT」による従業員のセキュリティ意識向上によるセキュリティ強化支援を提供することで、セキュリティツールからサービスを包括的に提供する「セキュリティソリューションプラットフォーム」を構築してまいります。

あらゆるサイバーセキュリティ対策における代理店及び中小企業のニーズにワンストップで応えることで、当社グループの事業基盤を安定したものといたします。

② 新たなビジネスモデル（マーケティング・営業体制）の確立

当社は、代理店網を使った中小企業向け販売事業にみられる、従来型ビジネスモデルに加えて、主としてITツール事業の働き方改革製品「Eye “247” Work Smart Cloud」において、SaaS型販売体系、デジタルマーケティングによるエンタープライズ案件の発掘、ハイタッチ営業によるクロージングといった新たなビジネスモデルへの挑戦をしてまいりました。

2023年12月に共同設立したF X Tは、デジタル・コンテンツ・マーケティングによる確度の高い新規大型見込案件の創出、ソリューション・ハイタッチ営業体制によるクロージングという新たなビジネスモデルの確立を加速するとともに、その規模を拡大して、質を向上させるための活動を本格化しております。当社は、今後、当連結会計年度において、前期比約2.5倍の売上高成長を実現した「Cato SASE Cloud」及び国内総代理店として新たに取り扱いを開始した韓国軍や政府機関への導入実績を有するNDRソリューション製品「Network Blackbox」の国内市場展開について、F X Tを起点とした販売拡大に取り組んでまいります。

こうした新たなビジネスモデルにおいては、マーケティング・営業をはじめとして、あらゆる職務の社員がエンジニア的な視点を持つことが要求され、採用・教育・提携・M&Aなどのあらゆる手段を通じて、「ITエンジニア集団」を体現する社員の割合を増やす必要があります。当社は、付加価値の高い「ITエンジニア集団」を構築し、デジタル・コンテンツ・マーケティングによる確度の高い新規大型見込案件の創出、ソリューション・ハイタッチ営業体制によるクロージングという新たなビジネスモデルを確立・拡大する事で、成長を加速するように取り組んでまいります。

③ M&Aによる連結グループ拡大とPMI

当社は、本業績目標のためには、現在の主力事業におけるオーガニック・グロースに加え、M&Aグロースによる成長加速が不可欠と考えており、2023年7月のフーバー・インベストメントの設立を経て、より積極的にM&Aを活用し、PMIを重視する方針を有しております。

アド・トップは、PMIにより当連結会計年度の後半において、黒字体質化が達成され、新たに当社グループ入りしたCONVICTION、グループ入り後4年目となるGHIとともに、進行期は通年における連結業績への寄与を見込んでおります。

「ITサービス事業」は、M&Aの活用による成長を比較的实现しやすい事業と捉えており、M&Aによる連結グループ拡大を着実に実行してまいります。ま

た、PMIの過程において、「ITサービス事業」の会社間で人材採用、教育、労務管理、営業における経営資源と情報の共有をし、ベストプラクティスの相互適用による経営の質の向上を図ることを目指してまいります。さらに、「ITサービス事業」と「ITツール事業」の事業間においても、人材や顧客の相互活用によるシナジー効果を求める取り組みをしてまいります。

当社は、本業績目標の達成に向け、上記取り組みを着実に推進してまいります。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社の事業区分別の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容		会社名
ITツール事業	セキュリティツール	自社開発のエンドポイントソフトをはじめ、ネットワークアプライアンスの提供を含めた、ユーザー企業の情報セキュリティ対策を支援。	(株)フーバーブレイン
	働き方改革ツール	自社開発の情報機器業務ログ監視・分析技術による業務可視化・働き方分析ソリューションを提供。ユーザー企業のテレワーク環境の構築及び働き方改革を支援。	
ITサービス事業	保守・役務提供	セキュリティツール及び働き方改革ツール提供に伴う導入・運用支援役務及び保守サポートの提供。	(株)フーバーブレイン GHインテグレーション(株) (株)CONVICTION (株)アド・トップ
	受託開発・SES	パートナー企業からの開発委託案件の対応及びパートナーSIerと協業して、大手通信事業者等へのITエンジニア提供。	
	採用支援・人材紹介	採用コンサルティング及び人材紹介を通じて、企業の採用を支援。	

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式134,900株の取得を行いました。この取得により、自己株式が99,946千円増加し、当連結会計年度末において110,218千円となっております。なお、当該決議に基づく自己株式の取得につきましては、2023年7月11日をもって終了しております。

株式取得による持分法適用関連会社化

当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、株式会社クワッドマイナーージャパン（以下、「クワッドマイナーージャパン」という。）が実施する第三者割当増資を引き受けることにより同社株式を取得することを決議し、同年4月15日付取得価額20百万円で同社株式を取得（議決権所有割合20%）いたしました。当社は、Quad Miners Co., Ltd. 日本法人クワッドマイナーージャパンと、2024年1月9日付でNDR(Network Detection and Response)ソリューション製品「Network Blackbox」の国内総代理店としてディストリビューター契約を締結し、今後の国内市場での戦略的な関係強化を目的として、クワッドマイナーージャパンへ資本参加いたしました。クワッドマイナーージャパンは、翌連結会計年度から当社の持分法適用関連会社となります。

連結子会社による第三者割当増資引き受け

当社連結子会社であるフーバー・インベストメント株式会社（以下、「フーバー・インベストメント」という。）が、2024年3月26日開催の取締役会において、Quad Miners Co., Ltd.（クワッドマイナー）と投資契約を締結し、同社の第三者割当増資を引き受けることを決議し、同年4月15日付で日本円換算で取得価額100百万円分のQuad Miners Co., Ltd. 普通株式を取得（議決権所有割合1.23%）いたしました。フーバー・インベストメントは、韓国軍や政府機関等への導入実績を有するNDR(Network Detection and Response)ソリューション製品「Network Blackbox」ベンダーQuad Miners Co., Ltd. について、高い技術力に裏付けられたグローバルでの成長が見込まれ、韓国での上場も見据え、今後の企業価値向上によるキャピタルゲインが見込めるものと判断し、株式取得を実施いたしました。なお、Quad Miners Co., Ltd. は当社の関連会社には該当いたしません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 15,000,000株

（2）発行済株式の総数 5,600,200株（自己株式396,262株を含む）

（3）当事業年度末の株主数 3,542名

（4）大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社MCホールディングス	266,800株	5.13%
五十畑輝夫	260,000株	5.00%
アイザワ証券株式会社	259,300株	4.98%
いずみキャピタル株式会社	214,600株	4.12%
蛭間久季	198,500株	3.81%
永野祐司	177,000株	3.40%
鶴田亮司	163,000株	3.13%
今泉長男	140,000株	2.69%
明和証券株式会社	124,200株	2.39%
上田八木短資株式会社	112,100株	2.15%

（注）1. 当社は自己株式を396,262株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	奥 水 英 行	(株)フォンティス 代表取締役社長 いずみキャピタル(株) 代表取締役社長 (株)パルマ 社外監査役 GHインテグレーション(株) 代表取締役会長 (株)アド・トップ 代表取締役会長兼社長 フーバー・インベストメント(株) 代表取締役会長 (株)フーバー・クロステクノロジーズ 代表取締役社長
専務取締役	板 橋 啓 成	営業本部管掌 ネットワーク本部管掌 GHインテグレーション(株) 専務取締役
取 締 役	石 井 雅 之	経営管理本部管掌 GHインテグレーション(株) 取締役 (株)アド・トップ 取締役
取 締 役	保 田 吉 伸	サービス品質本部管掌 プロダクト推進本部管掌
取 締 役	錦 織 劉 一	GHインテグレーション(株) 代表取締役社長 (株)アド・トップ 取締役
取 締 役	酒 井 学 雄	(株)スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
取 締 役	上 村 卓 也	(株)経営承継支援 取締役 (株)ディア・ライフ 常務執行役員 フーバー・インベストメント(株) 監査役 (株)アルシエ 代表取締役社長
常勤監査役	日 景 智 久	
監 査 役	金 子 望 美	(株)Gleam&Grace 代表取締役社長
監 査 役	香 取 正 康	(株)香取マネジメントコンサルティング 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役石井雅之氏について、一身上の理由により、2024年6月25日開催予定の第23回定時株主総会の終結の時をもって、辞任する予定となります。
2. 取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏は社外取締役であります。
3. 監査役日景智久氏及び金子望美氏は社外監査役であります。
4. 金子望美氏は経営コンサルタントとして豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏並びに社外監査役日景智久氏及び金子望美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づいて締結した責任限定契約は、以下のとおりであります。

当社と社外取締役酒井学雄氏並びに上村卓也氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役酒井学雄氏並びに上村卓也氏及び各監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社のすべての役員をいい、既に退任している役員及び当該保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員を除きます。また、役員が死亡した場合にはその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合にはその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が当社または子会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

③当該保険契約により役員等(当社及び子会社)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社または子会社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該保険契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会及び2023年7月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は次のとおりとなります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の成長ステージに応じて、企業価値の持続的な向上が図れる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)及び業績連動報酬(賞与)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務の内容並びに実績・成果、職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

当社の取締役の業績連動報酬である賞与は、事業年度の営業利益に基づき、当社の定める基準に基づき算出する。賞与を支給する場合は、各取締役の業績に対する貢献度を中心として、月額固定報酬、役位、従業員賞与をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が「基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」及び「取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法に関する方針」に基づき、原案を策定の後、取締役会において審議のうえ決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①ハの定めのとおりであり、該当事項はありません。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等 (賞与)	非 金 銭 等 報 酬 等	
取締役 (うち社外 取締役)	62,000 (2,400)	60,000 (2,400)	2,000 (-)	-	7名 (2名)
監査役 (うち社外 監査役)	7,200 (6,000)	7,200 (6,000)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外 役員)	69,200 (8,400)	67,200 (8,400)	2,000 (-)	-	10名 (4名)

- (注) 1. 2017年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労金は支給しておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち、社外取締役は1名)となります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名となります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	酒 井 学 雄	(株)スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
社 外 取 締 役	上 村 卓 也	(株)経営承継支援 取締役 (株)ディア・ライフ 常務執行役員 フーバー・インベストメント(株) 監査役 (株)アルシエ 代表取締役社長
社 外 監 査 役	日 景 智 久	
社 外 監 査 役	金 子 望 美	(株)Gleam&Grace 代表取締役社長

- (注) 1. フーバー・インベストメント株式会社と当社との間には、ファイナンシャルアドバイザー及び資金援助に係る取引関係等があります。
2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位/氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 酒井学雄	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに出席いたしました。複数のIT企業の代表取締役社長を務め、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、主に経営の監督及び経営全般への監督、助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、営業推進の観点からも、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 上村卓也	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに出席いたしました。上場会社を含む取締役として長年経営企画部門又は管理部門に携われ、その豊富な経験・見識を有しており、主に経営企画及び管理全般への監督、助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役 日景智久	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに、また、監査役会には、13回の全てに出席し、幅広い業務経験と内部統制並びにコンプライアンスに軸足を置いたマネジメントの豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 金子望美	当事業年度に開催された取締役会には、18回のうち17回に、また、監査役会には、13回の全てに出席し、経営コンサルタント及び米国公認会計士試験合格者の専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

清流監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要等

責任限定契約は締結しておりません。

(6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務基盤の強化を理由に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来現在に至るまで配当の実施は見送ってまいりましたが、株主に対する利益還元は重要な課題と考えております。今後の配当の基本方針としては、事業の効率化と事業拡大のための投資を行い、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで、株主に対して安定した配当を実施していくこととしております。内部留保資金につきましては、事業の拡大と経営基盤の強化を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定でおります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,584,328	流 動 負 債	1,320,165
現金及び預金	1,403,999	買掛金	143,571
受取手形	23,384	1年内返済予定の 長期借入金	19,500
売掛金	320,452	前受金	929,038
営業投資有価証券	30,000	未払法人税等	11,954
原材料及び貯蔵品	29,610	賞与引当金	5,050
短期貸付金	50,000	役員賞与引当金	1,040
前払費用	720,691	その他の他	210,011
その他	7,096	固 定 負 債	1,656,719
貸倒引当金	△905	長期借入金	48,000
固 定 資 産	1,767,822	繰延税金負債	4,155
有 形 固 定 資 産	21,119	退職給付に係る負債	34,849
建物	12,272	資産除去債務	20,397
工具、器具及び備品	8,846	長期前受金	1,517,772
無 形 固 定 資 産	259,422	その他の他	31,544
のれん	246,029	負 債 合 計	2,976,885
その他	13,393	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	1,487,280	株 主 資 本	1,320,459
投資有価証券	152,297	資本金	796,631
長期前払費用	1,181,699	資本剰余金	594,840
敷金及び保証金	90,881	利益剰余金	39,206
繰延税金資産	32,792	自己株式	△110,218
その他	29,608	その他の包括利益累計額	8,103
		その他有価証券評価差額金	6,350
		繰延ヘッジ損益	1,752
		新株予約権	10,025
		非支配株主持分	36,676
		純 資 産 合 計	1,375,265
資 産 合 計	4,352,150	負 債 純 資 産 合 計	4,352,150

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,075,526
売 上 原 価		2,062,050
売 上 総 利 益		1,013,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		990,917
営 業 利 益		22,559
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	319	
為 替 差 益	15,552	
助 成 金 収 入	1,831	
そ の 他	394	18,098
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	331	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,133	
創 立 費 償 却	857	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,601	
そ の 他	548	5,472
経 常 利 益		35,185
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
新 株 予 約 権 戻 入 益	188	199
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	187	
特 別 退 職 金	5,636	5,824
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		29,561
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,662	
法 人 税 等 調 整 額	△21,525	△1,863
当 期 純 利 益		31,424
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,410
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		27,013

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	796,631	594,840	12,192	△10,272	1,393,391
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			27,013		27,013
自己株式の取得				△99,946	△99,946
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	27,013	△99,946	△72,932
当連結会計年度末残高	796,631	594,840	39,206	△110,218	1,320,459

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	3,239	-	3,239	9,727	24,324	1,430,682
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						27,013
自己株式の取得						△99,946
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	3,111	1,752	4,864	298	12,352	17,514
当連結会計年度変動額合計	3,111	1,752	4,864	298	12,352	△55,417
当連結会計年度末残高	6,350	1,752	8,103	10,025	36,676	1,375,265

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,853,299	流動負債	1,087,341
現金及び預金	915,026	買掛金	83,188
受取手形	23,384	未払金	44,246
売掛金	178,522	未払費用	19,894
原材料及び貯蔵品	29,523	未払法人税等	10,465
前払費用	704,062	前受金	896,234
その他	2,780	前受収益	7,280
固定資産	2,141,974	預り金	5,949
有形固定資産	9,793	賞与引当金	2,460
建物	3,338	未払消費税	17,621
工具、器具及び備品	6,455	固定負債	1,610,674
無形固定資産	93	退職給付引当金	34,849
ソフトウェア	93	資産除去債務	19,063
投資その他の資産	2,132,087	長期前受金	1,517,772
投資有価証券	19,500	その他	38,989
関係会社株式	597,951	負債合計	2,698,016
長期貸付金	7,000	純資産の部	
関係会社長期貸付金	200,000	株主資本	1,285,480
長期前払費用	1,181,699	資本金	796,631
敷金及び保証金	83,404	資本剰余金	549,991
繰延税金資産	19,922	その他資本剰余金	549,991
その他	22,608	利益剰余金	49,076
		その他利益剰余金	49,076
		繰越利益剰余金	49,076
		自己株式	△110,218
		評価・換算差額等	1,752
		繰延ヘッジ損益	1,752
		新株予約権	10,025
		純資産合計	1,297,258
資産合計	3,995,274	負債純資産合計	3,995,274

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,045,485
売 上 原 価		1,286,568
売 上 総 利 益		758,916
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		749,478
営 業 利 益		9,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	172	
為 替 差 益	15,552	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,970	
そ の 他	15	22,710
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	2,133	
リ ー ス 解 約 損	98	
そ の 他	450	2,681
経 常 利 益		29,466
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	188	188
税 引 前 当 期 純 利 益		29,654
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,958	
法 人 税 等 調 整 額	△7,530	3,427
当 期 純 利 益		26,227

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当 期 首 残 高	796,631	549,991	549,991	22,848	22,848	△10,272	1,359,198
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				26,227	26,227		26,227
自己株式の取得						△99,946	△99,946
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	26,227	26,227	△99,946	△73,718
当 期 末 残 高	796,631	549,991	549,991	49,076	49,076	△110,218	1,285,480

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,245	-	3,245	9,727	1,372,171
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					26,227
自己株式の取得					△99,946
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,245	1,752	△1,492	298	△1,194
当期変動額合計	△3,245	1,752	△1,492	298	△74,913
当 期 末 残 高	-	1,752	1,752	10,025	1,297,258

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社フーバーブレイン

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員	公認会計士	久保文子
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	加悦正史
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フーバーブレイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社フーバーブレイン

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 久保文子
業務執行社員
代表社員 公認会計士 加悦正史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また意見を述べました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②全ての稟議書類、契約書及び取締役会議事録等を閲覧しました。
 - ③代表取締役社長とは定期的に面談し、経営に関する意見等を聴取しました。
 - ④その他の全取締役と面談し意思疎通を図り、意見等を聴取しました。
 - ⑤社外取締役及び内部監査人と定期的に意見交換し、情報の共有に努めました。
 - ⑥特定経費及び財産の状況を調査しました。
 - ⑦事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ⑧会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている関連会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社フーバーブレイン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	日景智久	印
社外監査役	金子望美	印
監査役	香取正康	印

以上

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社が、2023年7月3日付で、投資事業を営む連結子会社フーバー・インベストメント株式会社を設立したことに伴い、当社の事業目的に「有価証券の売買、投資、運用、保有及びコンサルティング業」を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配並びに管理することを目的とする。</p> <p>(1) 情報通信技術及び情報通信ネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービスの企画、開発、運営、保守及び管理</p> <p>(2) 情報通信ネットワークにおけるシステム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入及び保守</p> <p>(3) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(4) 金融業及びリース業</p> <p><u>(5) 広告業</u></p> <p><u>(6) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営</u></p> <p><u>(7) 前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業</u></p> <p><u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配並びに管理することを目的とする。</p> <p>(1) 情報通信技術及び情報通信ネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービスの企画、開発、運営、保守及び管理</p> <p>(2) 情報通信ネットワークにおけるシステム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入及び保守</p> <p>(3) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(4) 金融業及びリース業</p> <p><u>(5) 有価証券の売買、投資、運用、保有及びコンサルティング業</u></p> <p><u>(6) 広告業</u></p> <p><u>(7) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営</u></p> <p><u>(8) 前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業</u></p> <p><u>(9) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館「牡丹の間」
電話番号 (03)3581-0401 (代表)



〔交通〕

- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 11番出口 徒歩1分
- 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸の内線 霞ヶ関駅 A13番出口 徒歩5分

〔ご来場之际して〕

株主総会へのご来場之际しましては、株主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご考慮の上、インターネット又は書面（郵送）による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。また、感染症法上の分類が5類に移行されたことから、当社より一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。